遠賀町生涯学習まちづくり
基本構想・基本計画

いきいきと学び　豊かな心を育む生涯学習

生涯学習マスコット
「マナビィ」

遠　賀　町

平成24年3月

目　　次

はじめに……1

第１章　生涯学習まちづくり基本構想・基本計画策定にあたって……3

１．基本構想・基本計画策定の趣旨……3

２．基本構想・基本計画の位置づけ・策定機関……5

第２章　遠賀町の生涯学習における現状と課題……6

１．前計画の実施状況……6

２．上位計画での位置づけ……7

３．遠賀町を取り巻く社会状況……9

４．取組が必要な課題の整理……10

基本構想……13

第３章　生涯学習まちづくり基本構想……15

１．生涯学習まちづくりの基本理念……15

２．生涯学習まちづくりの目標……16

基本計画……19

第４章　生涯学習まちづくり基本計画……21

１．ライフステージに応じた学習機会の充実・交流の促進……21

２．いつまでも健康な心と身体づくり……24

３．多様な学習機会の創出……25

４．支え合いの人づくり・まちづくり……28

５．町の魅力再発見、文化づくり……30

６．推進体制の整備……32

■ 施策の体系……34

資料編……37

■ 前計画の実施状況……39

■ 遠賀町生涯学習推進協議会委員名簿……48

■ 遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画策定経過……48

はじめに

第1章　生涯学習まちづくり基本構想・基本計画策定にあたって

1．基本構想・基本計画策定の趣旨

（1）基本構想・基本計画策定の目的

生涯学習は、心豊かで生きがいのある人生を送るために、生活の充実、社会参加、職業の知識、技術の向上など自己の充実を目指し、一人ひとりが自由な意思に基づき行う学習活動です。このため、生涯学習は生活のあらゆる領域で行われ、あらゆる時間に及ぶものです。

また、生涯学習は、幼児期・児童期・青少年期・成人期・壮年期・老年期といったライフステージの中で行われ、学校や社会の中の組織的な活動ばかりではなく、文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・趣味などのさまざまな活動において取り組まれます。

さらに、生涯学習によって個人の考え方や感情が豊かになり、人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。

このように、自己を高める生涯学習は、まちを創造していく活動につながり、生涯学習まちづくりの原動力にもなります。

このため、住民と関係団体、行政が一体となって生涯学習を進め、豊かな心を育むまちづくりを実現することを目的として、基本的な考え方及び施策の方向性を示す「生涯学習まちづくり基本構想・基本計画」を策定します。

【参考】教育基本法抜粋（平成 18 年 12 月公布・施行）

（生涯学習の理念）

第３条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（２）基本構想・基本計画策定の経緯

本町では、平成 16 年３月に「遠賀町の生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画」を策定し、次の７つを基本構想と定めて取組を進めてきました。

～ 遠賀町の生涯学習のまちづくり基本構想 ～

１．「学習」と「成果還元」が結びつくまちづくりをめざします
２．「町民が主役のまちづくり」をめざします
３．ふるさとの歴史と自然を大切にするまちづくりをめざします
４．子どもたちが輝き、大人になっても暮らしたいと思うまちづくりをめざします
５．自ら生活課題に取組み、人権が尊重され共に未来を築くまちづくりをめざします
６．男女共同参画社会実現をめざします
７．「生涯学習のまちづくり」を通じて、町民が誇りに思える「まちの風」を吹かせることをめざします

計画の推進を図るため、生涯学習関係団体等の代表者による「遠賀町生涯学習推進協議会（以下「推進協議会」という。）」及び全庁的な組織「遠賀町生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）」、各課代表からなる生涯学習ワーキングチームを平成 17 年度に設置して、行動計画の策定、進行・管理を行ってきました。

計画策定後、７年が経過し、生涯学習を取巻く環境が大きく変わってきたことから、計画の進捗状況を踏まえ、今回、新たに基本構想・基本計画の策定を行います。

（３）基本構想・基本計画期間

本基本構想•基本計画の期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、生涯学習を取り巻く社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

２．基本構想・基本計画の位置づけ・策定機関

（１）上位計画との関係

「遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画」は、「第５次遠賀町総合計画」[1]（計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度）を上位計画とし、これに即するものとして策定します。

（２）基本構想・基本計画の策定機関

本基本構想・基本計画は、町長が推進協議会に調査審議の諮問を行い、８名の委員が検討を重ね、策定しました。

[1] 第５次遠賀町総合計画：遠賀町の目指すまちの将来像を明らかにし、分野ごとに現状と課題を整理し、取り組みの展開方向を示した計画。遠賀町におけるさまざまな計画の最上位に位置付けられる。

第2章　遠賀町の生涯学習における現状と課題

1．前計画の実施状況

（1）施策の実施状況

平成 17 年度に、庁内の関係課によるワーキングチーム会議で、基本計画を実現するための具体的な取組として「生涯学習行動計画」を策定しました。この行動計画で取り組むことにした事業の多くを実施しており、現在も継続して取り組んでいます。しかし、取組が不十分な事業もあります。（資料 39 頁参照）

■取組が不十分な事業

1．生涯学習まちづくりの啓発活動

- ホームページによる生涯学習の情報提供が不足している。
- 公民館長等へ生涯学習まちづくり基本計画の説明が行われていない。

2．生涯学習情報システムの整備・充実、情報交流のための機能整備

- 生涯学習情報の認知度を把握するシステムができていない。
- 町長への手紙等について、電子掲示板の公開が未実施である。

3．住民が安心して生活できるまちづくりにつながる学習

- 防災についての学習は出前講座の実施により、積極的に取り組む地区があるなど、徐々に成果が現れ始めている。

4．世代間交流、子どもの居場所づくり

- アンビシャス広場の運営面での必要性の認識が浸透せず、取組が進んでいない。

5．地域コミュニティの再構築、各種団体連絡調整

- 社会福祉協議会のボランティア連絡協議会と町との連携が不十分である。

6．青少年の社会参画活動機会の拡充、児童･生徒のボランティア体験活動機会の拡充

- 青少年が参画する事業が少ない。
- 児童･生徒のボランティア体験活動の機会が少ない。

7．豊前坊古墳群の整備充実

- 財政面から整備が実施されていない。

２．上位計画での位置づけ

本計画の上位計画である「第５次遠賀町総合計画」において、本計画に関連する事項は次のようになっています。

【第５次遠賀町総合計画と関連する主要な取組】

取組の柱	主要な取り組み	項目	概要
１ 生涯学習社会の充実	□ 生涯学習機能の充実	○生涯学習のまちづくり	・「遠賀町生涯学習まちづくり基本構想･基本計画」に基づいた、だれもが、いつでも、どこでも自由に学ぶことのできる生涯学習のまちづくりを推進
		○生涯学習施設	・遠賀町中央公民館を生涯学習の拠点として、イベントの開催、教室･講座の充実
		○自主的な学習活動	・公民館講座と町民学習ネットワーク事業を充実させながら、教室･講座の拡充、有志指導者の育成
		○施設利用	・計画的な施設改修、施設予約システムの整備など運用面の改善を検討
	□地域教育力の再生	○地区公民館活動	・地区公民館長研修の継続、地区公民館活動の活性化、公民館相互の連携体制の強化
		○地域コミュニティ	・地域共生力の向上につながるコミュニティ活動の活性化･充実 ・地域や学校など関係機関との連携の強化、世代を超えた交流 ・地域や遠賀町青少年育成町民会議･地区公民館連合協議会との連携、青少年の心と体の健全育成･コミュニティ活動の促進
２ スポーツ・レクリエーションの充実	□スポーツ・レクリエーションの推進	○施設改修	・「公共施設安全度及び建物診断等調査」の結果に基づく計画的な施設改修
		○施設利用	・施設予約システムの整備など運用面の改善
		○普及体制	・体育協会やスポーツ推進委員会と連携したスポーツ･レクリエーションの普及啓発･参加促進 ・漕艇事業の普及啓発、レガッタ教室の充実、指導者の育成
３ 文化の伝承・創造	□文化財の保存･活用	○文化資源	・島津･丸山歴史自然公園、民俗資料館の町内外への周知、イベント内容の拡充
		○広域対応	・社会教育振興協議会文化財部会における、各種文化財の保存･活用方法の検討
	□ 地域文化活動の振興支援	○伝統行事	・伝統行事や郷土芸能等の映像･音源保存、地域イントラネットによる映像配信の利活用
		○文化活動	・町民学習ネットワーク事業における有志指導者の紹介 ・住民サークル活動の支援

取組の柱	主要な取り組み	項目	概要
４ 協働の まちづくり	□広報・広聴 活動の充実	○広報おんが	・内容の充実と住民が興味を持つような分かりやすい誌面づくり
		○遠賀町 ホームページ	・遠賀町メールマガジン導入の検討
	□住民参加の促進		・パブリックコメントの手法の検討 ・遠賀町協働のまちづくり出前講座や遠賀町がんばる地域まちづくり事業の内容の拡充による住民のまちづくりへの参画の推進 ・ＮＰＯなどの住民団体やコミュニティ活動団体に対する支援の検討
５ 共生社会の充実	□人権啓発の強化		・「遠賀町人権教育･啓発基本計画」に基づいた、偏見･差別のないまちづくりの推進 ・人権意識や実態、地域の実情の変化に対応するための人権意識調査の定期的な実施
	□男女共同参画社会の推進		・「遠賀町男女共同参画社会推進計画」に基づいた、ワーク･ライフ･バランスに関する講演会等による男女共同参画に関する啓発 ・「遠賀町男女共同参画条例」の制定 ・「遠賀町女性人材バンク」[2]の充実
	□国際交流の推進		・国際交流の目的の明確化 ・すべての人がお互いの多様性を受け入れ、理解しあえる体制構築の検討 ・住民の自主的な国際交流活動との連携、国際交流の進展

[2] 遠賀町女性人材バンク：各分野において、見識または経験を有する女性及びまちづくりに関心のある女性の情報を蓄積し、能力や意欲のある女性を積極的かつ計画的に審議会などの委員に登用することにより、町の政策・方針などの決定過程に女性の意見を反映させ、「男女がともに認め合いともに活躍できるまちづくり」の実現を図るもの。

３．遠賀町を取り巻く社会状況

本町を取り巻く社会状況から、生涯学習を進めていく中で検討が必要な事項は次のものがあります。

【検討事項】

１　社会情勢の変化への対応（個人主義・プライバシーの重視） ・個人の考え方･地域のつながり･世代間の関わりが変わっており、人生の各段階（ライフステージ）で異なる個人の価値観などに応じた生涯学習の推進や、高齢者等の生涯学習活動の充実が求められています。
２　ワーク･ライフ･バランスの推進 ・仕事の責任を果たしながら、家庭や地域生活を充実させるなど、多様な生き方が実現できる取組が求められています。
３　子育て支援 ・子育て家族の育児に関する不安･悩み事の解消及び負担軽減のため、育児等に関する情報を提供し、地域のネットワークをつくる取組が求められています。
４　心身の健康増進 ・高齢者が、いつまでも健康で活動できる身体づくりと、適度な運動が求められています。
５　食の安全･安心 ・食の安全性が重要視される中、食品の安全性確保、地域農業振興等の観点から地産地消を進め、生活習慣病を防止するバランスの良い食事などを学び実践する取組が求められています。
６　環境への関心の高まり ・地球温暖化の進行等により環境への関心が高まっており、CO_2削減に向けた省エネルギー、新エネルギーの活用、本町の豊かな自然環境の保全などに関する取組が求められています。
７　防災意識の高揚 ・さまざまな災害に対する防災知識を学び、安全・安心の生活につなげる取組が求められています。
８　情報化社会の進展 ・高速通信網の整備、インターネットの充実などの情報化社会の進展により、生涯学習の情報化、紙などから電子情報への転換等の推進が求められます。
９　国際化の進展 ・各種分野における国際化の進展により、国際交流が深まる生涯学習や異文化を理解する取組が求められています。

４．取組が必要な課題の整理

前計画での実施状況、上位計画（第５次遠賀町総合計画）、本町を取り巻く社会状況から取り組む必要がある事項を課題として整理します。

【取組が必要な課題】

項　目	内　容
① 社会情勢の変化への対応 （個人主義・プライバシーの重視）	・価値観の多様性等から生涯学習の内容もライフステージに応じた学習機会の充実が求められています。 ・男女が仕事と育児･介護などの家庭生活、地域生活、その他活動が調和したワーク･ライフ･バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができる機会づくりの施策の推進が求められています。
② 子育て支援の推進	・子育てにおける保護者の不安･心配事の解消や育児負担を軽減する子育ての支援に関する施策の推進が求められています。
③ 心身の健康増進	・心身の健康を維持･増進するために、生涯スポーツの推進、健康教室、健康に関する相談体制の充実が求められています。
④ 食育の推進	・正しい食習慣･栄養バランスなど子どもから大人までの食育が求められています。
⑤ 環境問題への取組	・CO_2の削減につながる省エネルギー、太陽光等の新エネルギー、ごみ減量や分別･リサイクルの重要性についての環境教育･学習の場の機会創出が求められています。
⑥ 防災教育の推進	・さまざまな災害に対する準備、災害時の避難経路･避難場所、援護体制など安全･安心な生活が送ることができる地域での防災教育が求められています。

項　目	内　容
⑦ 地域コミュニティの推進	・「遠賀町コミュニティ活動活性化調査」で地域コミュニティ活動の活性化には、「まちづくり活動に役立つ情報提供」が必要との要望が多かったため、効果的な情報提供を行い、参加促進に向けての取組が求められています。
⑧ ボランティア活動の支援と連携	・これからのまちづくりには、人と人とのつながりやボランティアが欠かせないため、ボランティア活動の環境づくり、また、ボランティア団体間の連携等への支援が求められています。
⑨ 町の資源を生かした生涯学習	・町にある自然資源、歴史資料、伝統芸能等を生涯学習の推進に活用することが求められています。
⑩ 多元的文化を理解する取組	・日本の独自の文化を大切にしながら、外国の多元的文化も理解し受入れる国際感覚豊かな心を育てる取組が求められています。
⑪ 生涯学習情報の提供と評価還元システム	・町のホームページを活用した生涯学習情報の発信･情報交換等の拡充が求められています。 ・生涯学習に関する活動が適正に評価され、地域に還元できるシステムづくりが求められています。

基 本 構 想

第3章　生涯学習まちづくり基本構想

1．生涯学習まちづくりの基本理念

本町は自然環境に恵まれ、ゆとりとやすらぎのある環境が形成されています。そして、お互いの個性を認め合い、豊かな心のふれあいを育む土壌があります。

本町のこの優れた環境を生かし、だれもが、いつでも、どこでも、自由に学ぶことのできる学習環境の基で、生涯学習により各人の個性や能力を高め、その学習成果を地域で生かしあい、学びあうことにより、人々の豊かな心を育みます。

そして、住民だけでは取り組むことのできない学習活動は、行政などとの協働した取組によって推進します。

以上のように、住民がお互いの個性・能力を伸ばすことによっていきいきと輝き、豊かな心を育むことを生涯学習まちづくりの基本理念とします。

≪生涯学習まちづくりの基本理念≫

いきいきと学び　豊かな心を育む生涯学習

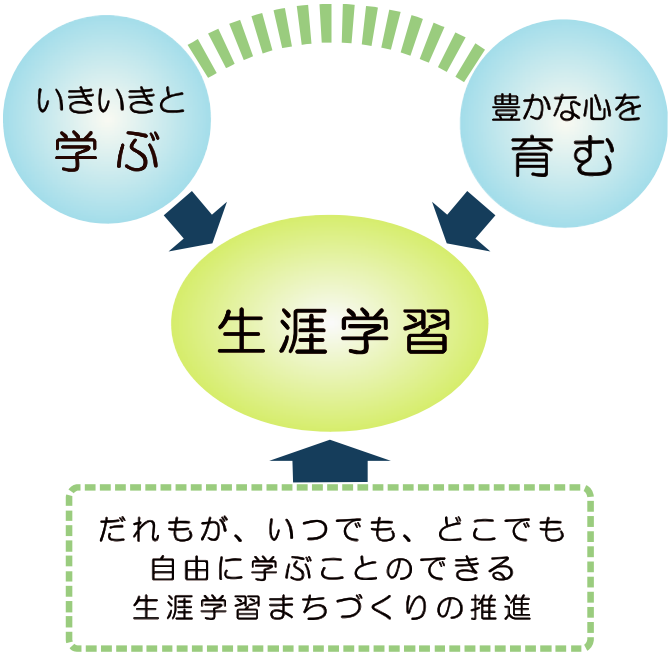

２．生涯学習まちづくりの目標

（１）生涯学習まちづくりの目標設定

基本理念に基づき取組が必要な課題を踏まえて、生涯学習まちづくりの目標を次の６つと定め、実現に向けて施策を行います。

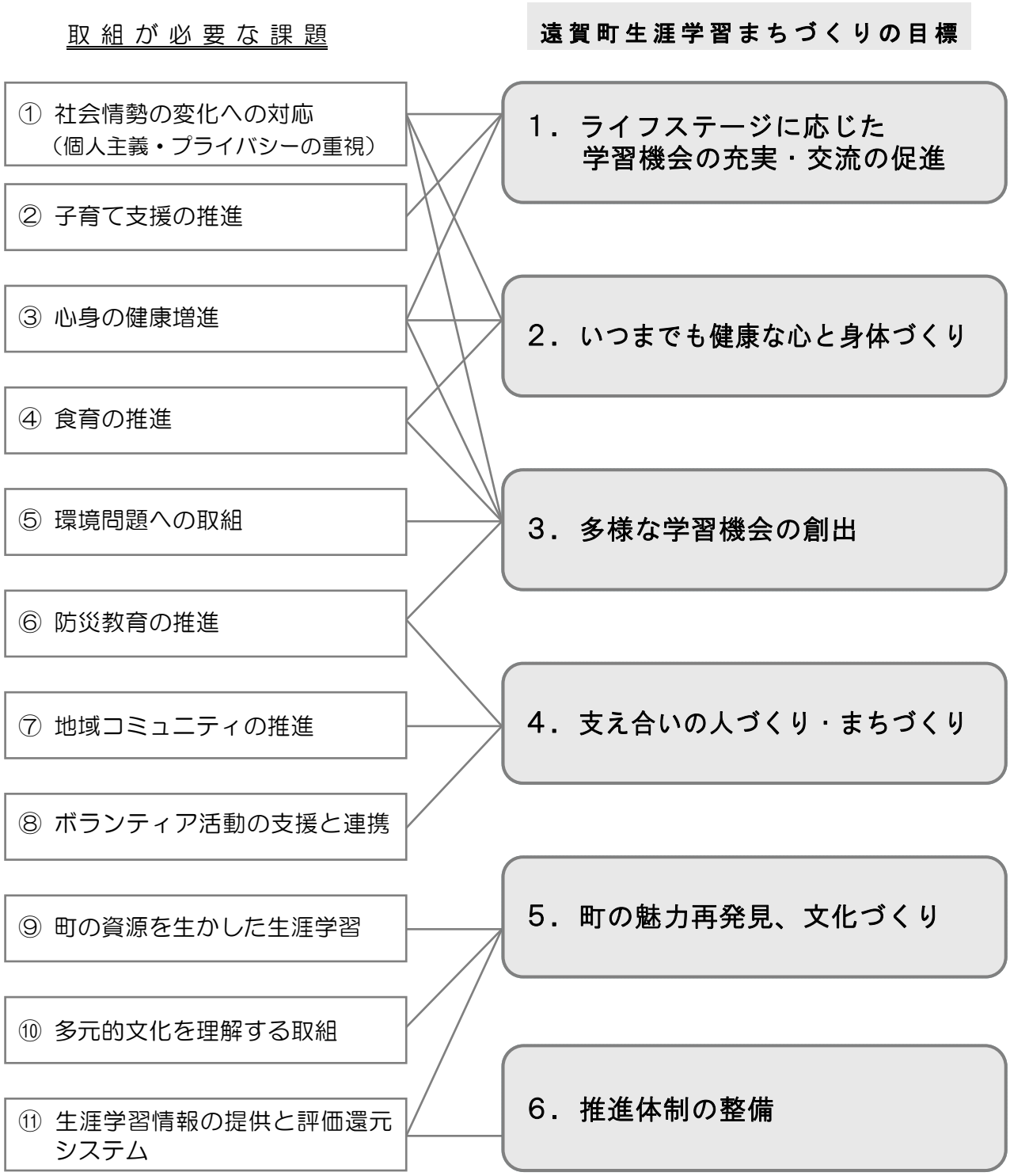

（２）生涯学習まちづくりの目標の内容

１．ライフステージに応じた学習機会の充実・交流の促進

・人生の各時期（幼児期･児童期･青少年期･成人期･壮年期･老年期）においては、変化する心身の状況、生活状況に応じて、必要とされる学習内容は異なります。このため、各時期における学習内容･機会の選択の幅を広げ、内容の充実を図るとともに、世代間の交流を図っていく機会を創出します。特に幼児期の子どもを持つ保護者は、子どもの人格形成に重要な役割を果たすことのできる学習内容が必要とされています。

２．いつまでも健康な心と身体づくり

・健康の増進、生活習慣病の予防、精神面でのリフレッシュを図るうえで、適度な運動習慣は効果があるため、生涯スポーツによる健康づくり、生きがいづくりを推進します。また、家族での健康づくりはコミュニケーションの場として最適で、生活での充実感を得ることも期待されるため、親子レクリエーションの機会を創出します。

３．多様な学習機会の創出

・近年、安全･安心がまちづくりの重要なキーワードとなり、食、環境、災害について、住民の関心が高くなっています。これらの食の安全性、環境問題、防災･減災について、住民が互いに学び合えるように情報の提供に努め、実践的な学習の機会を創出します。
・人権尊重の社会づくりは、我々が生活をしていくうえで欠かせない大変重要な課題であるため、さらに一人ひとりの人権意識を高めていく取組を行います。

4．支え合いの人づくり・まちづくり

- グループやサークルを通じて学び合うことは、他者の見方、考え方を知ることにより学習意欲の向上につながります。また、地域での連携した取組は、人と人とのつながりを生み、活動の広がりが期待されます。このことから、世代間や地域と学校等が連携して取り組む機会の創出や地域コミュニティ活動の活性化を進めます。
- ボランティアは今後のまちづくりに欠かせない重要な活動です。このことから、ボランティア活動及びボランティア団体が活動しやすい環境整備を図ります。

5．町の魅力再発見、文化づくり

- 町の文化や歴史を学び、また、魅力を再発見し、町の文化芸能遺産を後世に継承します。
- 自国の文化を大切にしながら、他者の相違する文化を理解し受け入れる国際感覚豊かな心を育む取組を行います。
- 地域の公共施設を結ぶ地域イントラネット[3]の整備を推進し、生涯学習情報提供の高速化を図ります。また、町のホームページの生涯学習に関する内容を拡充し、町内外の情報交換の場として活用を図ります。

6．推進体制の整備

- 今回策定する「生涯学習まちづくり基本構想･基本計画」について、住民への周知、地域への説明を行い、住民･地域･町等の協働の取組を推進します。また、活動が評価還元されるシステムの構築を図ります。
- 遠賀町立図書館やふれあいの里の指定管理者との連携を強化し、地域に根付いた生涯学習の拠点づくりを進めます。
- 本計画推進のため、生涯学習関係団体等の代表者による推進協議会、庁内の推進本部、職員のワーキングチームが一体となり、計画の具体化･進行･管理を行います。

[3] 地域イントラネット　：地域の教育、行政、福祉、医療、防災などサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、役場などの公共施設を高速・超高速で接続する通信ネットワーク。

基 本 計 画

第4章　生涯学習まちづくり基本計画

生涯学習まちづくりの目標ごとに、施策の基本方向について、次のように設定します。

1．ライフステージに応じた学習機会の充実・交流の促進

（1）乳幼児期の育児教育の充実

乳幼児期は心を育む時期で人格形成上、非常に重要な時期です。

乳幼児を取り巻く環境は少子化や核家族化により変化しており、子育てにおける保護者の不安や心配事等心理的負担が大きくなっている状況もあります。

このため、乳幼児健診などにおける育児相談、育児教育の充実を図るとともに、これまで本町が進めてきた「プレママ、プレパパママ教室」[4]「すくすくひろば」[5]「のびのびひろば」[6]「わんぱく教室」[7]、子育て支援ひろば「ぐっぴい」[8]の子育て支援サービスの取組を充実し、子育てに関する情報提供・相談、保護者同士の交流等を促進します。

◆◆◆　施策の基本方向

① 育児相談・育児教育の充実
② 母親、父親のための学級の充実
③ 子育てサロン活動等の充実

---

[4] プレママ、プレパパママ教室：妊婦やその家族を対象に、出産・育児に関しての心や体の準備を行う教室。
[5] すくすくひろば：乳児とその保護者を対象とした、乳児マッサージや身体測定、育児相談等の教室。
[6] のびのびひろば：幼児とその保護者を対象とした、幼児マッサージや身体測定、育児相談、臨床心理士による言葉と心の相談等の教室。
[7] わんぱく教室　：乳幼児とその保護者を対象とした、保育士との親子遊びや子育てアドバイス等の教室。
[8] ぐっぴい　　：ふれあいの里センターにある子育て支援ひろば。保護者同士の交流や、子どもの遊びの広場として開放されている。相談員による子育て相談も行っている。

（２）青少年の育成と体験学習の充実

本町の将来を担う人材として、心身ともにたくましく、心やさしい創造力に富んだ青少年の育成が求められています。自ら考え、自ら行動する資質や能力を身につけていく学習が青少年の育成には不可欠です。

これらの学習には青少年を育んできた育成会や町民会議の活動など地域の役割は重要であり、これまで実施してきた「自然体験」「生活体験」「社会体験」「ボランティア体験」「青少年主張大会」等の取組の成果や課題を踏まえ、さらに、それぞれの活動の拡充を図ります。

◆◆◆　施策の基本方向

① 自然体験活動の拡充
② 生活体験活動の拡充
③ 社会体験活動の拡充
④ 青少年の意見発表機会の提供

（３）成人向け学習環境の充実

高度情報化社会が到来し、国内外の情報を得ることが比較的容易になった現在、個人の学習のニーズもスポーツ・音楽・文化等多様化しています。

これらの学習をさらに充実させるために、住民の自主的な活動を支援する必要があります。さらに、学習活動を共同で行うことによって楽しさ・やりがいが増大し、学習意欲が高まることから、楽しんで学ぶ学習環境の充実を図るため、ともに行う人づくり、場づくりの推進に必要な情報提供に努めます。

◆◆◆　施策の基本方向

① 生涯学習に関する情報提供の推進
② グループ活動・サークル活動への支援

（４）高齢者の社会参加、生きがいづくり

高齢者の社会参加が進んでおり、生涯学習活動を行うことが生きがいや充実した生活を送る要素となっています。

今後も、健康で明るい長寿社会の形成のために、これまで取り組んできた寿大学等の充実や老人クラブ活動等への支援を行います。

また、高齢者の有する経験や知恵、仕事等で培ってきた知識や技術は、本町や地域の貴重な財産であることから、これらを地域や学校等に還元できる取組を進めます。

◆◆◆　施策の基本方向

① 高齢者のための講座等の充実
② 老人クラブ等への支援
③ 高齢者の経験・知恵、知識・技術を還元できる取組の推進

2．いつまでも健康な心と身体づくり

（1）健康づくり事業の推進

いつまでも健康な身体を維持していくためには、体操やウォーキングなどの運動やレクリエーション活動が重要です。さらに、家族で健康づくりを行うことにより家族の一体感や生活の充実感を得ることも期待されます。

このため、健康教室の充実を図り、家族での体力づくりの機会を設けます。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 健康教室の充実
② 家族でのレクリエーションの充実

（2）生涯スポーツの推進

適度な運動は健康の増進、精神面でのリフレッシュを図るうえで効果があります。また、生活習慣病の予防にも運動は重要な役割を果たします。

このため、生涯を通じて運動を行うことの意義を周知することが重要です。

また、楽しんで体力が維持できるよう年齢に応じたスポーツ教室等を開催していきます。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 生涯スポーツ意識の高揚
② 年齢に応じたスポーツ教室等の開催

（3）スポーツ団体の支援

スポーツの推進にはスポーツ教室の企画運営や競技の指導等を行う人材が重要で、本町ではスポーツ推進委員がこの役割を担っています。

このため、スポーツ推進委員の活動支援の強化に努めるとともにスポーツ団体の活動支援も継続します。

さらに、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民により自主的・主体的に運営される「総合型地域スポーツクラブ」の設立を図ります。

◆◆◆ 施策の基本方向

① スポーツ推進委員等の活動支援
② 総合型地域スポーツクラブの設立

３．多様な学習機会の創出

（１）食育に関する学習の推進

近年、食の安全に関心が高まっていますが、一方では不規則な食生活等の改善も重要であり、正しい食習慣についての啓発が必要です。

本町は農業が主要な産業のひとつで、米・はくさい・キャベツ・フキ・トマトなどの農産物があり、学校給食では食材として使用しています。さらに地産地消を進めるため地元農産物を使用した調理方法等について情報提供を行います。

また、保育園・幼稚園や小学校で農業体験等を行い、食と農業に関する教育を進めます。

◆◆◆　施策の基本方向

① 正しい食習慣など食生活に関する啓発
② 地元農産物を使用した料理等の情報提供
③ 農業体験による食と農業に関する教育の推進

（２）環境教育・学習の推進

地球温暖化や生態系の変化など環境への関心が高まるなか、本町では、平成 22 年度に「遠賀町環境基本計画」[9]を策定し『おだやかな心で育む水と緑のまち おんが』を望ましい環境像として、環境教育・学習を進めています。

この計画に基づき、環境教育・学習の場や機会の創出、環境教育・学習を進める人材育成を図ります。また、循環型・低炭素社会[10]実現のため、ごみ減量や分別・リサイクルの重要性について啓発を進めます。

◆◆◆　施策の基本方向

① 環境教育の学習の場・機会の創出、人材育成の推進
② 循環型・低炭素社会実現のための取組の啓発

[9] 遠賀町環境基本計画：環境施策の基本的な取組や重点プロジェクトについて定めたもので、環境分野における最上位計画。

[10] 低炭素社会：温室効果ガスの排出量を削減し、化石燃料に依存しない社会。

（３）防災に関する学習の推進

近年、自然災害が多く起こり、生命・財産を守るための防災に関する学習は重要です。本町では洪水ハザードマップや防災マップ、高台マップを活用し、住民への周知や図上訓練を行い、防災意識の高揚を図っています。

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、報道等を通して自然災害の脅威を改めて知ることとなり、住民の防災に対する関心はさらに高まっています。

このため、洪水・地震等の災害から身を守り、地域住民が安心して生活できるための防災や避難に関する知識の普及、啓発の強化を図るとともに、得た知識を実践する防災訓練を行います。

◆◆◆ 施策の基本方向

① **防災に関する知識の普及、啓発の強化**
② **防災訓練の実施**

（４）人権尊重の社会づくりの推進

本町は、平成 21 年度に「遠賀町人権教育・啓発基本計画」[11]を策定し、『すべての人が人権を享有し、だれもが互いの人権を尊重する社会を構築する』ことを基本目標として、人権教育・啓発の取組を進めています。

近年では、児童虐待が増加し、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題が発生しており、さらに一人ひとりの人権意識を高める必要があります。

このため、「遠賀町人権教育・啓発基本計画」を具現化する「遠賀町人権教育・啓発実施計画」を平成 23 年度に策定し、人権教育・啓発の取組を推進します。

また、本町では、平成 21 年度に「遠賀町男女共同参画社会推進計画」[12]を見直し、『男女がともに認め合いともに活躍できるまちづくり』を基本理念として、男女共同参画意識を育てる取組を進めてきました。今後も、男女共同参画社会についての教育や啓発をさらに推進します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① **さまざまな人権問題の教育・啓発の推進**
② **男女共同参画意識を育てる教育・啓発の推進**

---

11 遠賀町人権教育・啓発基本計画 ：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき、人権教育・啓発に関する基本的な考え方や方向性を示した計画。

12 遠賀町男女共同参画社会推進計画：男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、平等に政治的経済的・社会的に文化的利益を享受し、ともに責任を負う社会を目指すための取組を示した計画。

（５）消費生活に関する学習の推進

本町は、平成 21 年度に「遠賀町消費者行政基本計画」を策定し、「消費者トラブルの未然防止と適切な対応」「消費者の安全・安心の確保と自立のための基盤整備」を基本方針とし、具体的な取組を進めています。

今後も、住民が安心して生活を営むために消費生活相談の実施や情報提供を行うとともに、消費者トラブルを未然に防止するため、啓発や専門相談機関と連携して相談体制の充実に努めます。

◆◆◆ 施策の基本方向
① 消費者トラブル未然防止のための情報提供、相談体制の充実

（６）出前講座の充実

平成 22 年度から住民の要望に応じて、町の職員が講師となり町の事業や制度などを説明する出前講座を実施しています。

これからのまちづくりにおいては、住民と一緒に考え、一緒に行動することが重要であるため、講座のメニュー・内容の充実を図ります。

◆◆◆ 施策の基本方向
① 出前講座の周知、メニュー・内容の充実

4．支え合いの人づくり・まちづくり

（1）地域コミュニティ活動の活性化

地域コミュニティ組織は、町内会、老人クラブなどの従来型の自治組織から目的を共有して結成されたボランティア団体などがあります。

平成 22 年度に実施した「遠賀町コミュニティ活動活性化調査」[13]では、住民のコミュニティ活動への参加率は３割以下で、コミュニティ活動の活性化が課題であることが分りました。

そのため、コミュニティ活動への参加促進に向けて、活動の情報提供や参加意欲を高める環境づくりに努めます。

また、地域の大人が見守る子どもの居場所づくりの取組を行います。

◆◆◆ 施策の基本方向

① **地域コミュニティ活動の情報提供、参加促進の環境づくり**
② **多世代間交流学習の拡充**
③ **子どもの居場所づくり事業の取組**

（2）ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、これからのまちづくりの重要な柱となります。

だれもが気軽に気持ちよくボランティア活動に関われる環境づくりが必要であるため、情報の提供や支援について検討します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① **ボランティア活動支援の検討**

（3）ボランティア団体の活動支援

ボランティア団体は、読み聞かせのグループや手話グループ、食生活に関するグループなどがあります。ボランティア団体はまちづくりの重要な役割を担っているため、活動場所の確保等の支援を継続して行います。

また、ボランティア団体間の意見交換等の機会が少ないため、各種団体との連絡調整を推進し、活動しやすい環境整備に努めます。

◆◆◆ 施策の基本方向

① **ボランティア団体の活動支援**
② **各種団体との連絡調整の推進**

[13] 遠賀町コミュニティ活動活性化調査：より効果的・効率的なコミュニティ活動の活性化のための基本目標・基本方針、実施すべき施策を示したもの。

（４）協働のまちづくり提案公募型事業の推進

平成 22 年度から、住民団体やボランティア団体、ＮＰＯ法人等が主体となって、町との協働で行う事業、コミュニティ活動の推進や地域活性化につながる事業に対して、助成や支援を行う「遠賀町がんばる地域まちづくり事業」を実施しています。

今後も協働のまちづくりを実現するため「遠賀町がんばる地域まちづくり事業」を推進します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 遠賀町がんばる地域まちづくり事業の推進

（５）地域人材の発掘、育成

地域にはさまざまな分野や活動について知識と経験を有する人材があり、町では「町民学習ネットワーク有志指導者」[14]への登録を促進しています。

登録者は、公民館の企画講座等指導者として、知識や経験を参加者に伝え、技術の伝承や文化の向上に貢献しています。さらに、ボランティア人材バンク登録制度を設立することにより、住民と町との協働のまちづくりを推進していきます。

また、子どもや若者が地域に関わることで、地域活動の活性化と自己実現につながることから、青少年の社会参画を促進します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 町民学習ネットワーク有志指導者への登録の促進
② ボランティア人材バンク登録制度の設立
③ 青少年の社会参画の促進

[14] 町民学習ネットワーク有志指導者 ：遠賀町民学習ネットワーク事業で登録されたボランティアの有志指導者。この事業では、学習したい人への指導者の紹介や情報提供、また、指導者の育成や小中学校への派遣を行っている。

５．町の魅力再発見、文化づくり

（１）魅力再発見、町の資源を生かした文化づくり

知られざる遠賀町の魅力を発信するために、まちの良いところを町勢要覧や広域プロジェクトＰＲ冊子等により情報提供を行っています。豊かな自然や歴史資源もあることから積極的に魅力の発見を行い、情報を発信していきます。

また、地域では踊りなどの貴重な伝統芸能が残されているため、これらの保存継承に努めます。

◆◆◆　施策の基本方向

① まちの良いところの発見・発信
② 地域の歴史・自然・文化を学ぶ学習の拡充
③ 地域の伝統芸能の保存継承

（２）住民の文化芸能活動の促進

住民の文化芸能活動は多種多様で、芸術性も高く、町の文化意識の高揚にもつながっています。グループ・サークルでの取組はコミュニケーションの場としての要素も有しているため、これらの活動を積極的に支援します。

また、参加促進には成果を紹介することも必要なため、町民文化祭等の発表の機会の充実を図ります。

◆◆◆　施策の基本方向

① 住民の文化芸能活動の支援
② 文化芸能活動の発表機会の拡充

（３）多元的文化との交流促進

中学校では国際交流を目的としたニュージーランドとのホームステイ事業を14年間（平成８年度～平成21年度）実施してきました。平成23年度からは外国語活動が小学校５・６年生の教育課程に位置付けられたことからALT[15]を１名増員し、国際理解教育の推進に重点を置いた取組を行っています。

今後は、日本人や外国人すべての人が独自性を大切にしながら、お互いの多様性を受け入れ、多元的な文化を理解し合える取組を進めます。

また、住民の自主的な国際交流活動の支援や連携により、国際交流の進展に努めます。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 多元的文化への理解促進
② 住民の自主的な国際交流活動の支援・連携

（４）高度情報化の基盤整備

役場庁舎と町の公共施設との間を情報端末器で結ぶ、地域イントラネットを構築し、情報の共有化、活用を行っています。

さらに、地域の公共施設と情報端末が結ばれることで災害情報等の高速伝達等が可能になるため、地域イントラネットの整備を推進します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 地域イントラネット整備の推進

（５）生涯学習情報システムの充実

遠賀町のホームページは町内外の評価が高く、利用アクセスは年間10万件を超えています。現在、町の歴史を紹介する「遠賀町バーチャル展示室」や住民の生涯学習活動の情報提供を行っています。

さらに、生涯学習に関する町からの情報、住民からのイベントや活動紹介等の情報提供の場、また、町内外の情報交換の場として、ホームページの内容の拡充を図ります。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 生涯学習に関するホームページの内容の拡充

[15] ALT(Assistant Language Teacher)：日本の学校における外国語授業の指導を行う助手。

６．推進体制の整備

（１）生涯学習まちづくり基本構想・基本計画の周知

本計画の取組を推進するため、広報やホームページ等で周知徹底を図ります。

また、地域における本計画の効果的推進を図るため、公民館長会等で説明し、地域と町の協働した取組を行います。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 生涯学習まちづくり基本構想・基本計画の周知

（２）学習拠点の利活用

生涯学習拠点施設である中央公民館は平成 22 年度に改修工事を行い、機能回復と強化を図りました。地域の活動拠点である地区公民館については、バリアフリー化など多世代が利用できる整備の支援を継続して行います。

生涯学習関連施設の遠賀町立図書館は、利便性について高い評価を得ています。今後も利用者のニーズに適応した情報の提供が求められるため、蔵書やイベントなどの図書館事業の充実を図ります。また、ふれあいの里は、福祉事業、生涯学習事業の充実を図ります。

遠賀町立図書館とふれあいの里は指定管理者制度を採用し、民間事業者のノウハウを生かした効果的な管理・運営を行っています。今後も充実した管理・運営が求められることから、利用者の声が反映されるシステムの再整備や評価等を行い、管理者と町が連携して施設機能を最大限に活かしていく取組を強化します。

さらに、遠賀コミュニティーセンターは機能の回復や整備を図るため、計画的に改修を行います。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 地区公民館整備の支援
② 遠賀町立図書館及びふれあいの里における事業の充実
③ 指定管理者との連携強化
④ 遠賀コミュニティーセンターの改修

（３）推進組織の整備、評価還元システムの構築

生涯学習関係団体等の代表者や子育て世代も参加する幅広い人材による協議会、町長を本部長とする庁内の推進本部、各課代表からなる生涯学習ワーキングチームの役割等を明確にし、効果的な組織体制を整備します。さらに、基本計画を具体化し施策を実施するために実施計画を策定します。

また、推進協議会等の意見が速やかに施策に反映できるシステムの構築を検討します。

◆◆◆ 施策の基本方向

① 推進組織の整備
② 実施計画の策定
③ 評価還元システムの構築

■ 施策の体系

生涯学習まちづくりの目標ごとに施策の基本方向を体系化します。

- **1. ライフステージに応じた学習機会の充実・交流の促進**
  - （1）乳幼児期の育児教育の充実
    - ① 育児相談・育児教育の充実
    - ② 母親、父親のための学級の充実
    - ③ 子育てサロン活動等の充実
  - （2）青少年の育成と体験学習の充実
    - ① 自然体験活動の拡充
    - ② 生活体験活動の拡充
    - ③ 社会体験活動の拡充
    - ④ 青少年の意見発表機会の提供
  - （3）成人向け学習環境の充実
    - ① 生涯学習に関する情報提供の推進
    - ② グループ活動・サークル活動への支援
  - （4）高齢者の社会参加、生きがいづくり
    - ① 高齢者のための講座等の充実
    - ② 老人クラブ等への支援
    - ③ 高齢者の経験・知恵、知識・技術を還元できる取組の推進
- **2. いつまでも健康な心と身体づくり**
  - （1）健康づくり事業の推進
    - ① 健康教室の充実
    - ② 家族でのレクリエーションの充実
  - （2）生涯スポーツの推進
    - ① 生涯スポーツ意識の高揚
    - ② 年齢に応じたスポーツ教室等の開催
  - （3）スポーツ団体の支援
    - ① スポーツ推進委員等の活動支援
    - ② 総合型地域スポーツクラブの設立
- **3. 多様な学習機会の創出**
  - （1）食育に関する学習の推進
    - ① 正しい食習慣など食生活に関する啓発
    - ② 地元農産物を使用した料理等の情報提供
    - ③ 農業体験による食と農業に関する教育の推進
  - （2）環境教育・学習の推進
    - ① 環境教育の学習の場・機会の創出、人材育成の推進
    - ② 循環型・低炭素社会実現のための取組の啓発
  - （3）防災に関する学習の推進
    - ① 防災に関する知識の普及、啓発の強化
    - ② 防災訓練の実施
  - （4）人権尊重の社会づくりの推進
    - ① さまざまな人権問題の教育・啓発の推進
    - ② 男女共同参画意識を育てる教育・啓発の推進
  - （5）消費生活に関する学習の推進
    - ① 消費者トラブル未然防止のための情報提供、相談体制の充実
  - （6）出前講座の充実
    - ① 出前講座の周知、メニュー・内容の充実

- **4. 支え合いの人づくり・まちづくり**
  - （1）地域コミュニティ活動の活性化
    - ① 地域コミュニティ活動の情報提供、参加促進の環境づくり
    - ② 多世代間交流学習の拡充
    - ③ 子どもの居場所づくり事業の取組
  - （2）ボランティア活動の支援
    - ① ボランティア活動支援の検討
  - （3）ボランティア団体の活動支援
    - ① ボランティア団体の活動支援
    - ② 各種団体との連絡調整の推進
  - （4）協働のまちづくり提案公募型事業の推進
    - ① 遠賀町がんばる地域まちづくり事業の推進
  - （5）地域人材の発掘、育成
    - ① 町民学習ネットワーク有志指導者への登録の促進
    - ② ボランティア人材バンク登録制度の設立
    - ③ 青少年の社会参画の促進
- **5. 町の魅力再発見、文化づくり**
  - （1）魅力再発見、町の資源を生かした文化づくり
    - ① まちの良いところの発見・発信
    - ② 地域の歴史・自然・文化を学ぶ学習の拡充
    - ③ 地域の伝統芸能の保存継承
  - （2）住民の文化芸能活動の促進
    - ① 住民の文化芸能活動の支援
    - ② 文化芸能活動の発表機会の拡充
  - （3）多元的文化との交流促進
    - ① 多元的文化への理解促進
    - ② 住民の自主的な国際交流活動の支援・連携
  - （4）高度情報化の基盤整備
    - ① 地域イントラネット整備の推進
  - （5）生涯学習情報システムの充実
    - ① 生涯学習に関するホームページの内容の拡充
- **6. 推進体制の整備**
  - （1）生涯学習まちづくり基本構想・基本計画の周知
    - ① 生涯学習まちづくり基本構想・基本計画の周知
  - （2）学習拠点の利活用
    - ① 地区公民館整備の支援
    - ② 遠賀町立図書館及びふれあいの里における事業の充実
    - ③ 指定管理者との連携強化
    - ④ 遠賀コミュニティーセンターの改修
  - （3）推進組織の整備、評価還元システムの構築
    - ① 推進組織の整備
    - ② 実施計画の策定
    - ③ 評価還元システムの構築

資　料　編

■ 前計画の実施状況

前計画の施策の実施状況を把握します。

（実施状況区分　○：実施済み、実施中、△：実施が不充分、検討中、×：未着手）

第１節　生涯学習のまちづくり推進体制づくり

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 推進体制の整備・充実	1　住民の生涯学習のまちづくり推進組織の整備充実	1　生涯学習まちづくり推進住民会議の組織化検討	推進協議会を平成17年９月に設置し、継続して行動計画の推進状況を管理している。委員の意見等も含め、毎年、広報やホームページで周知、公開している。	△	住民課 生涯学習課
	2　庁内の生涯学習のまちづくり推進組織の整備充実	1　庁内組織の機能充実	平成17年１月に推進本部を設置し、継続して全庁的な生涯学習推進のため、調整会議を行っている。	○	住民課 生涯学習課
		2　行政による生涯学習のまちづくりの推進	ワーキングチームを継続して設置し、行動計画進捗状況の管理、調整の会議を年に３回程度行っている。	○	住民課 生涯学習課
		3　職員の意識啓発、研修の充実	平成20年度までに全職員に対し階層別の生涯学習研修を行った。福岡県市町村職員研修所を活用し、「ファシリテーション」研修を通じて、会議やワークショップ等の運営能力の向上を図るとともに、個別課題である「協働」「住民参加」「人権教育」等のテーマについての専門研修に職員を参加させている。また、「新規採用職員研修」など階層別の研修や専門研修に職員を参加させ、継続的な意識付けを行っている。	△	総務課
2. 広報・啓発活動の充実	1　住民への情報提供	1　情報公開システムの整備充実	生涯学習情報の認知度を把握するシステムができていない。トップページへのアクセス数は平成18年度では年間約 54,000 件であったが、平成20年度以降は 100,000 件を超えている。	△	全庁的取組
	2　生涯学習まちづくりの啓発	1　生涯学習のまちづくりの啓発活動	ホームページに「生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画」を掲載し、情報発信を行ったが、周知が十分でなかった。また、住民課窓口及び５月の広報にて、その年度の「行動計画進捗状況」を公開している。	△	住民課 生涯学習課
	3　住民参画型の情報提供の推進		文化ふれあい事業を廃止し、平成22年７月から実施している「がんばる地域まちづくり事業」を広報やホームページに掲載し、募集等を行っている。	○	住民課
	4　各種情報メディアの積極的な活用	1　ニューメディアの積極的な活用（インターネット等）	役場やふれあいの里等に設置しているキオスク端末や大型ディスプレイを活用し、イベント情報や防災情報、各種啓発情報を提供した。	○	まちづくり課
3. 生涯学習のまちづくり推進のための拠点整備	1　「生涯学習センター（仮称）」の建設	1　「生涯学習センター（仮称）」の設置充実	平成22年度に中央公民館のバリアフリー化、アスベストの除去、耐震工事などの改修工事を行い、平成23年３月にリニューアルオープンした。利用者が使いやすいように、設備改修を行ったので概ね良い評価がなされている。	○	生涯学習課

第２節　生涯学習のネットワークづくり

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 施設間ネットワーク化の推進	1　近隣市町村との連携		近隣市町の図書館と相互貸借件数は毎年 500 件を超え、連携が図られ、達成度は高いと考える。	○	生涯学習課
	2　各種公共施設間の連携		ホームページ等で生涯学習情報や施設の予約状況等の情報提供を行っている。テレビ会議システムは、各施設間の移動が５分程度であるため、システムを利用するメリットがないため利用していない。	○	生涯学習課
2. 生涯学習情報システムの確立	1　地域情報化戦略としての情報システムの導入	1　生涯学習情報システムの整備・充実	ホームページのサークル展示室で文化サークルの案内や作品を展示しているが、認知度は不明である。ホームページのサークル展示室には毎年 2,000 件程度のアクセスがある。中央公民館改修工事中はサークル展示室の更新ができなかったが、平成23年度は３団体の作品を更新した。	△	まちづくり課
	2　住民からの情報を受け入れる体制の整備	1　住民まちづくり情報交流のための機能整備	町長への手紙（玄関ボックス・広報・ホームページ）を通じて各種業務・人事行政に関する意見はコンスタントに寄せられている。（平成22年度は前年比１割減で80件）複数ルートがあるため認知度は上がっていると認識している。ただし、ホームページからの町長への手紙画面の入り口は分かりにくいので改善が必要と思われる。電子掲示板は安全面で課題が多いため実施できなかった。	△	全庁的取組
3. 生涯学習相談体制の整備	1　生涯学習相談施設(コーナー)の整備	1　生涯学習相談コーナーの整備・充実	平成23年度より設置し、サークルや講師の紹介等を行っている。	○	生涯学習課
	2　生涯学習相談員(アドバイザー)の設置	1　生涯学習コーディネーターの設置	社会教育の専門任用資格である社会教育主事任用資格者２名を生涯学習課に配置し、生涯学習の推進に努めている。しかし、任用資格の新規取得については、職員の人員配置の問題等から促進できていない。	○	生涯学習課
		2　生涯学習相談員(アドバイザー)の設置		○	生涯学習課

第３節　生涯学習の場づくり、機会づくり

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 多様な学習機会の提供	1　私たちのまちをよりよくしていくための学習活動への総合的な取組	1　少子・高齢社会に対応する学習領域	わんぱく教室の内容としてはとても好評であり、すくすく・のびのびクッキングは月齢の近い子どもを持つ母親達の交流の場にもなっている。託児も同時実施しており参加しやすい環境であるとの声もある。栄養士と一緒に月齢にあった食事を作るため好評であり、成長するわが子への食の大切さを学ぶことが出来ている。 すくすくひろばは年間出生数約 160 人のうち、約半分の人が利用している。のびのびひろばはすくすくひろばに比べ 1 回の利用人数が少ない。 プレママ教室は妊婦の 12.5%の参加、プレパパママ教室は 16.3%の参加であり、より多くの人が利用できるように運営方法の検討が必要である。乳幼児健診参加者全員に集団指導を行っているため、健診受診率を上げることにより、より多くの保護者に正しい育児知識の普及を図れる。すくすくビクスは自主サークルとして運営し、目標とした成果が表れている。	○	福祉課
		2　環境と共生、循環型社会を目指す学習領域	平成19年度よりプラスチック製容器包装及び拠点回収ボックスの分別に取り組み、平成22年度には 404ｔを回収、平成22年度からダンボールコンポストの補助金制度の実施により６ｔを、使用済み食用油の回収による３ｔを資源化することで、ごみの減量につながった。また、平成20年度から健康・福祉まつりで、平成22年度からは春まつりで環境ブースを設置し、環境問題への関心を高めた。平成22年度に環境基本計画を策定し、記念イベントにおいて、環境映画の上映や計画の説明などを行い、環境への意識高揚を図れた。	○	環境課
		3　住民一人一人が安心して生活できるまちづくりにつながる学習領域	平成22年度から出前講座を始めたことにより、区長は全員認知しているが、住民の認知度は上がっていない。講座を実施することで、地区で自主防災組織の設立に動きがあり、成果が表れ始めている。	△	総務課
		4　差別を許さない、人権が尊重されるまちづくりをめざす学習領域	人権講演会は７月、12月に開催しているが、参加者が固定化された感があったため、平成22年度の12月の人権講演会は土曜日に開催した。しかし、参加者が減少したため、開催時期の検討が必要である。また、講演会に参加できない方には講演会ＤＶＤの貸し出しを行っている。３月には人権啓発冊子を全戸配付した。	○	住民課 生涯学習課
		5　男女共同参画社会の実現を目指す学習領域	平成21年７月の住民アンケート「男女共同参画社会」をよく知っているは、39.3%であった。 平成21年12月に推進計画を見直し、平成22年にそれに基づく実施計画を策定し全庁的な取組を行っている。年度末には進捗状況の管理を行っている。	○	住民課

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 多様な学習機会の提供	1　私たちのまちをよりよくしていくための学習活動への総合的な取組	6　産業の振興を図り、まちに活力を生み出す学習領域	春まつりの来場者は、例年 5,000 人ほどである。夏まつりの来場者は、平成16年度は約 5,000 人であったが、平成22年度は約 10,000 人に増加した。まちに活力を生み出す各イベントを、継続して実施できた。 平成21年度から町に消費生活相談員を設置して行っている相談事業の利用者は、平成22年度においては、前年度と比較し約３割増加した。（相談件数は年間 90 件）	○	まちづくり課
		7　高度情報化に対応した地域社会を形成する学習領域	地域イントラネットにより、町内の公共施設にキオスク端末と大型ディスプレイを設置して、情報の提供に努めている。	○	まちづくり課
		8　健康に関心を持って、元気で暮らすための学習領域	教室参加者から「教室に来るのが楽しい」「体重・腹囲が減った」等の意見があり、生活習慣病予防を行い、健康で元気に生活出来ており、これらの教室の実施により目標として成果が表れている。 食生活改善推進会（食進会）は地産地消を行いながら、食を通して住民の健康維持に貢献している。３歳児健診や献血での試食づくり等、幅広く食育活動も行っており、目標として成果が表れている。	○	福祉課
	2　個人の教養を高め、生きがいづくりにつながる学習活動の構築	1　全町民対象の学習領域	各講座の修了時にアンケートを実施し、講座を企画しているため、概ねニーズに沿ったものができている。	○	生涯学習課
		2　地域住民対象の学習領域	各地区公民館では、成人式、盆踊り、敬老会等の行事に加え、田園南では「アンビシャス広場」事業を展開している。その他地区対抗のスポーツ大会を年３回開催し、多くの住民が参加している。	○	生涯学習課
	3　住民のニーズに応じた柔軟な対応ができる学習機会の充実	1　多様な学習機会の創出（出前講座・放送大学）	平成22年度から出前講座を開催し、９団体が利用した。開催回数は、まちづくり課１回・学校教育課１回・総務課２回・福祉課１回・生涯学習課１回・行政経営課１回・住民課１回である。平成23年度の出前講座も既に12件の申し込みがあり、学習機会を提供できているものと考える。	○	住民課
	4　スポーツ活動の充実	1　レクリエーションスポーツの振興	体力テスト、親子レクリエーションを実施している。	○	生涯学習課
		2　競技スポーツの振興	体育協会加盟団体の指導者を中心に研修会を実施している。	○	生涯学習課

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
2. 学習施設・交通手段の整備充実	1　生涯学習拠点施設の整備	1　生涯学習センター（仮称）の建設	平成22年度に中央公民館のバリアフリー化、アスベストの除去、耐震工事などの改修工事を行い、平成23年３月にリニューアルオープンした。	○	生涯学習課
	2　地区公民館機能の見直し	1　世代間交流、子どもの居場所づくり	アンビシャス広場を展開している地区は、人材や資金の確保の難しさから現在１地区となっている。「子どもの居場所」づくりについてはこれ以外の方法についても検討していく必要がある。	△	生涯学習課
	3　小中学校の余裕教室の有効活用	1　学校・地域の融合化の促進	島門小学校と浅木小学校で余裕教室を利用して学童保育を実施している。また島門小学校では障害児学童保育を行っている。 学校体育館は、月～土曜日の29枠のうち26枠で社会体育団体が利用している。学校開放事業では、学童保育や社会体育団体の活動が活発に行われ、町民の健康増進の一役を担っている。	○	学校教育課
	4　交通手段の確保	1　公共施設を利用するためのコミュニティバスの運行計画	平成17年４月よりコミュニティバスの運行を開始し、利用者のニーズ等を把握しながら路線、時間、便数などの改善に努めている。	○	まちづくり課

第４節　いきいきとした生涯学習のまちづくり活動

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 住民の自主活動の促進	1　コミュニティ活動への支援	1　地域コミュニティの再構築(行政区活動の活性化)	現在、地区の公民館の利用状況は高齢者で組織されるサークル等が主であり、子どもや若年層の利用については伸び悩んでいる。魅力ある企画や居心地のいい居場所づくりを検討する必要がある。	×	行政経営課 生涯学習課
		2　住民が主役のまちづくり支援事業の推進	地域安全パトロールは、夏休み期間中、全行政区で実施されていて、認知度は高いといえる。	○	生涯学習課
	2　ボランティア活動の条件整備・啓発	1　住民活動促進のための支援制度の確立	地域安全パトロールは、夏休み期間中、全行政区で実施されている。その結果、刑法犯罪発生件数が毎年減少を続けており、平成22年は 352 件であった。(平成19年は 480 件)	○	生涯学習課
	3　ボランティア活動団体への支援	1　団体活動への助成・活動活性化への支援	読み聞かせグループや手話グループ、食進会、婦人会などの活動場所を確保し、減免措置を行うことで活動支援を行っている。しかし、グループ間の交流する機会の提供へは至っていない。	△	生涯学習課
		2　各種団体連絡調整(ネットワーク)会議の設置	連絡調整会議を実施したが、社会福祉協議会のボランティア連絡協議会を活用した方が良いという意見もあり、現在は開催していない。達成度は低い。	△	生涯学習課
	4　住民活動・ＮＰＯへの支援		平成20年度以降に新規のＮＰＯ法人発足はない。住民活動への支援は、平成22年７月から「がんばる地域まちづくり事業」を実施している。	△	住民課
2. 人材の育成･活躍の場の提供	1　地域人材バンクの整備	1　町民学習ネットワーク事業の推進	ＰＴＡ等からの依頼もあり、認知度は高まってきている。現在、個人では35人、団体では６団体が登録しており、公民館企画の講座等の指導者をお願いしている。また書道ボランティアとして 20 名が指導者として学校で活動している。	○	生涯学習課
	2　住民が主体的に参画して学習機会を創造するシステムの整備		アンケートを実施し住民のニーズの把握に努めている。指導者や講師の確保が難しく応えられないものもあるが、おおむね多様な講座の開設ができている。しかし、地域イントラネットを活用したニーズの把握はできていない。	△	生涯学習課
	3　子どもや若者の意見が反映されるまちづくりの推進	1　青少年の社会参画活動機会の拡充	青少年の主張大会で小学生６名・中学生７名・高校生２名の意見発表の場を設けている。子ども議会の実施には至っていない。	△	生涯学習課
	4　学習成果の発表機会の拡充	1　住民の生涯学習活動の成果発表の機会拡充	町民文化祭やスポレクおんがで、毎年実行委員会を設置し、多くの町民が参加できる内容を検討し、開催している。	○	生涯学習課

第５節　生涯学習の基礎づくり

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 乳幼児教育の条件整備	1　継続的、体系的な乳幼児教育の学習機会の拡充	1　子育てサロン等の開設	平成22年度に開設した子育て支援ひろば「ぐっぴい」について、平成22年度は149日の開所日数で、利用世帯延2,099世帯（大人2,151人　子ども2,570人）の利用があった。認知度、利用度等の数字からみれば、継続的、体系的な学習機会は達成されている。	○	福祉課
2. 学校教育の条件整備	1　生きる力を育て、個性を生かす教育の推進	1　児童・生徒の個性を生かす「総合的な学習」の充実	小学校低学年から英語にふれることによって、英語の楽しさを学べている。またＡＬＴが外国人なので、身近に国際交流ができ、国際感覚を身につけ、グローバルな人間形成に寄与している。ＩＴ教育に関しては、パソコン教室を整備し、小中学校において情報教育を実施している。ニュージーランドへのホームステイ・受入は平成８年度から平成20年度まで実施した。平成21年度は新型インフルエンザ流行により中止し、平成22年度からは休止中である。地域イントラネットの活用はできていない。	△	学校教育課
	2　教職員の資質向上	1　教職員の資質向上につながる研修体制の確立	年間の研修計画を作成し、定期的に研修会を開催することにより、児童一人ひとりに適切な指導ができるように努めている。	○	学校教育課
3. 家庭、学校、地域社会の連携･融合促進	1　学校教育への地域の人材活用	1　地域人材の学校教育への活用促進	地元農家の協力により毎年、各小学校の５年生が農業体験を行っている。（ちびっこ農園）	○	学校教育課
	2　地域に開かれた学校	1　学校施設の地域社会への開放促進	月１回、各小中学校で学校の日を実施している。給食事業は、学校その他でお知らせをしている。各小学校での試食会や親子料理教室や出前講座を行い、毎年多くの参加を得ている。	○	学校教育課
	3　地域ぐるみの子ども支援体制整備	1　地域ぐるみの青少年育成活動の拡充	全行政区で夏季防犯パトロールが実施され、街頭犯罪数も減少傾向にあり、取組の成果が表れている。また、ＰＴＡが主催で、子ども110番への新たな世帯の募集を行い、地域ぐるみで子どもを見守るという機運が高まっている。	○	総務課 学校教育課 生涯学習課
			通学合宿では、通学合宿ＯＢ、ＯＧや大学生、地域の高齢者など多くの指導ボランティアの参加があり、地域コミュニティの活性化が図られている。	○	
4. 体験学習への取組	1　ボランティア体験の拡充	1　児童・生徒のボランティア体験活動機会の拡充	町民会議主催事業に遠賀高校の生徒の協力がある。町並みクリーン作戦に数名程度の子どもの参加があるが、ボランティア体験としては行政主導で行っていない。	△	生涯学習課
	2　自然体験の拡充	1　児童・生徒の自然体験活動の機会拡充	フレンドシップクラブに変わり実施している通学合宿自然体験教室や、小学校での自然教室においても子どもたちが自主的に行動できるプログラムとしている。	○	生涯学習課

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
4. 体験学習への取組	3　生活体験の拡充	1　家庭・地域における生活体験のための機会拡充	通学合宿を年４回実施し、募集案内を対象児童全員に配付し、周知は十分と考える。対象者 453 名中６０名が参加し、参加者と保護者の事後アンケートでは、概ね良い評価であり、目的は達成できている。平成２２年度の実績は３回実施し、参加者は５３名だった。	○	生涯学習課
	4　社会体験の拡充	1　地域社会での体験学習の推進	中学校２年生時に職場体験学習を実施している。平成２２年度は２校併せて、５２事業所で職場体験学習を行った。（町内 41 事業所）	○	学校教育課
	5　郷土の歴史を学ぶ学習の拡充	1　地域資源の発掘と保存伝承活動	島津・丸山歴史自然公園での観月コンサートは来場者が 200 名を超え、会場は満席である。	○	生涯学習課
		2　地域学習教材プログラムの開発と実践	島津・丸山歴史自然公園は町内３小学校の５年生が歴史のフィールドワークで利用した。小学生の歴史学習の場となっていることから、当初の目的は、概ね達成できたと考える。	○	生涯学習課
	6　世代間交流学習の拡充	1　学校と地域社会の融合による世代間交流の推進	寿大学での学校訪問のほか有志指導者派遣事業で学校との交流を図っている。	○	生涯学習課
5. 子育てに関する学習機会の拡充	1　家庭教育に関する学習機会の拡充	1　家庭教育に関する学習機会の拡充	子育てサークルが年間活動計画を立て、「地域での子育て」という目標に向かって自主的な活動を推進している。	○	福祉課 生涯学習課
6. 子どもが地域社会で主役となる場づくり		1　子どもたちの企画運営による事業の推進	フレンドシップクラブに変わり、通学合宿で自然体験教室を実施。通学合宿ではボランティアが子どもを見守り、子どもが主体的に行動できることを指導目標に掲げ、実施している。	○	生涯学習課

第６節　創造性あふれるふるさと文化づくり

番号	事　業　名		担当課評価	評価	担当課
1. 心豊かな住民文化の創造	1　学習活動の発展形態としての自主グループサークル活動の育成	1　グループサークル活動の積極的支援方策の推進	公民館講座から継続して作られたサークルのいくつかは現在も活動が続いている。少数ではあるが新規のサークルも作られている。	○	生涯学習課
	2　文化・芸術活動の発表の場の確保	1　町民文化祭等の拡充	参加者は 400 人ほどだが、期間中の来場者は延べ 2,000 人ほどになっている。町民のつどいは参加者が増加し、来場者も増加傾向にある。展示については新しい団体や、町内の学校や障害者施設の出品もあり、総出品数は 600 点ほどである。	○	生涯学習課
2. 郷土の歴史･伝統文化の継承	1　まちの良いところを発見し、みんながその良さを磨く活動の推進	1　「ふるさとの良いところ発見事業」の推進	れんげ・菜の花米は各イベント等でＰＲしているため、認知度は高いが、買う店がないという声を聞く。またＪＡも販売していない。町勢要覧は視察自治体への配付や講座等一部で活用されているが、平成17年度作成のため情報が古い。春まつりの来場者は毎年 5,000 人を超え、れんげ・菜の花米のＰＲに効果大。また各イベントでもＰＲしている。	○	行政経営課
	2　生活に根ざした伝統芸能・文化財の保存伝承	1　郷土芸能保存伝承事業の推進、発表会の開催	平成23年度に遠賀水踏み唄のＤＶＤを作成し、各行政区へ配付した。また、地域イントラネットで山笠の風景を映像配信している。	○	生涯学習課
	3　歴史自然公園の整備、充実	1　豊前坊古墳群の整備充実	豊前坊古墳群の整備は財政面から休止している。	×	生涯学習課
3. さまざまな交流の推進	1　国際交流活動の推進	1　多様な国際交流事業の推進	平成８年度から平成20年度までニュージーランドとの交流（町内小中学校）を実施した。平成21年度は新型インフルエンザ流行のため事業を中止し、平成22年度は国際理解教育、国際交流のあり方の検討や事業の見直しを行ったため、交流事業は実施していない。また、モンゴル雑技団公演、日朝・日韓子どもサミット、ＡＬＴの増員等で国際交流・国際理解の教育の充実を図った。しかし、国際交流協会の活動はなく、活動支援には至らなかった。	○	学校教育課 生涯学習課

■ 遠賀町生涯学習推進協議会委員名簿

氏　　名	所　属　団　体　等	
高　　敏　昭	遠賀町社会福祉協議会	会　長
美 野　　弘 子	青い麦の会	副会長
谷口　ゆき子	ひまわりの会	
筋 田　　初 子	遠賀町ひと・人応援団「どし」	
藤 澤　　泰 尊	遠賀町文化協会	
樋 口　　一 巳	遠賀町体育協会	
石 本　　一 豊	遠賀町地区公民館長会	
三 原　　幸 子	遠賀町ＰＴＡ連絡協議会	

■ 遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画策定経過

実　施　日	内　　容
平成２３年　７月２３日	ワーキングチーム会議
１０月　４日	第１回生涯学習推進協議会
平成２４年　１月１０日	生涯学習推進本部
１月１２日	第２回生涯学習推進協議会
１月１６日	ワーキングチーム会議
２月　２日	第３回生涯学習推進協議会
２月１０日～２月２９日	パブリックコメントの募集
３月　１日	ワーキングチーム会議
３月　８日	第４回生涯学習推進協議会
３月２３日	生涯学習推進本部
３月２３日	町長に「遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画」を報告

遠賀町生涯学習まちづくり基本構想・基本計画
平成 24 年３月

発 行　遠 賀 町

〒811-4392　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀５１３
電話　０９３－２９３－１２３４
ＦＡＸ　０９３－２９３－０８０６
ＵＲＬ　http://www.town.onga.lg.jp

遠　賀　町